

# これ以上の怠慢は許されない！ 社員が指摘しないと「準夜勤手当」 は未支給のままだった！？

**東海労組合員が、昨年10月12日、台風19号の勤務に関し、泊行路の両日とも乗務しなかった場合「準夜勤手当」を支給すべきであると会社に問い合わせた結果、4カ月が経過した今月やっと、会社は「準夜勤手当を支給する」と解答し謝罪する！！**

## 【過去の各種手当問題に関する事例】

1. 2018年6月12日発生した大阪北部地震時における大阪第一・第二運輸所員約50名に超勤過払いに対する戻入問題が発覚。

7月の給与明細で身に覚えのない超勤に疑問を抱いた東海労組合員が、総務科に申告し会社が調査したところ、約50名の乗務員に対し過払いが発覚し戻入させられる。

2. 2018年9月30日、台風24号災害時における超勤過払い及び乗務手当過払いに対する戻入問題が発覚。

台風24号災害が発生し、東海労組合員の翌日(10月1日)の勤務時間を本来なら所定の勤務時間とすべき時間を2項超勤扱いとし乗務手当を過払いしたため、後日戻入させられる。

3. 輸送障害が発生し、出場点呼時刻から約4時間の待機指示で拘束したにもかかわらず、超勤未払いが発覚。

輸送障害が発生し、鳥飼車両基地に於いて出場点呼後待機指示があり、約4時間超勤が発生したにもかかわらず、事務処理の手続き間違いで未払いが発生した。東海労組合員が指摘後、間違いを認め、後日支給される。

4. 2019年10月12日、台風19号災害時における「準夜勤手当」未払いが発覚。

台風19号災害が発生し、東海労組合員が「準夜勤手当」が支給されていないため、申告し指摘したところ、4カ月が経過後に支給される。

ここまで、多くの問題が発生しているのは何故でしょうか。各職場の総務科社員を減らし事務総括センターに一元化したのが諸悪の根源ではないでしょうか！？

**会社は、多発する各種手当(戻入・未払い等)に関する原因を追究し、管理者に周知・指導すること！**